

第76期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2018年6月23日(土曜日)
午前10時(午前9時開場)

場 所

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 3階 ロイヤルホール

目 次

定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	8
議案及び参考事項	
第1号議案	8
第2号議案	17
参考事項	
1.「持続可能な開発目標」(SDGs)	20
2. コーポレート・ガバナンス	23
(添付書類)	
事業報告	26
連結計算書類等	47
個別計算書類等	50



長崎県 大瀬埼灯台

「いちよしのフレド」

経営理念

お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける

経営目標

金融・証券界のブランド・ブティックハウス

行動指針

感謝 誠実 勇気 迅速 継続

Long Term Good Relation

社員のために

社員の個性を尊重し人材の育成に努める

いちよし精神

情熱をもって、真摯に努力し続けます。

働きがい

チームワークを重視し、社員の能力・創造性を活かした自由闊達な企業風土を構築します。

株主のために

持続的な業績向上を図り企業価値の増大に努める

株主還元

事業の収益性と財務の健全性を高め、株主への利益還元を図ります。

情報の開示

経営の透明性を確保するために、情報を適切に開示し、IR活動に努めます。

お客様のために

一人、一人の『いちばん』でありたい

お客様第一

常に、お客様の立場に立ち、まごころを込めて、アドバイスをを行います。

良質なサービス

社会や市場の変化に対応し、質の高い商品やサービスを提供します。

社会のために

金融・証券市場の担い手として社会の発展に貢献する

社会的責任

法令・諸規則を遵守し、高い倫理観をもって行動します。

社会貢献

企業活動を通じて地域社会と証券市場の発展に貢献します。

証券コード8624
2018年5月30日

株 主 各 位

東京都中央区八丁堀二丁目14番1号
いちよし証券株式会社
取締役(兼)代表執行役社長 小林 稔

第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、同封の議決権行使書用紙をご持参の上、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができます。お手数ですが後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2018年6月22日（金曜日）午後5時までに**到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（4頁をご参照ください。）より議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2018年6月23日（土曜日）午前10時（午前9時開場）
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号 ロイヤルパークホテル 3階 ロイヤルホール
3. 株主総会の目的事項
 - 報告事項 1. 第76期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第76期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、エグゼクティブ・アドバイザー及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

※ 株主総会終了後、当社役員との懇談会の開催を予定しております。
本年から食事の提供を取りやめ、飲み物のみの提供とさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
また、お土産につきましては、ささやかではございますが準備しております。

4. 招集通知添付書類及び株主総会参考書類に関する事項

(1) インターネットによる開示について

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、以下①～⑤の事項については、インターネット上の当社ホームページ（株主・投資家情報、株主情報）に掲載しており、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ① 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
- ② 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ③ 連結計算書類の連結注記表
- ④ 計算書類の株主資本等変動計算書（個別）
- ⑤ 計算書類の個別注記表

なお、監査法人が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表となります。

また、監査委員会が監査した事業報告、連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表となります。

- ### (2) 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類（連結計算書類を含む）の記載事項を修正する場合の周知方法
- 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類（連結計算書類を含む）に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページに掲載いたしますのでご了承ください。

当社ホームページ（株主・投資家情報、株主情報）

<https://www.ichiyoshi.co.jp/stockholder/presentation>

5. 議決権の行使等についてのご案内



株主総会にご出席いただく場合 ⇨ 次頁（1）をご覧ください。

お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
※株主ではない同伴の方など、株主以外の方は本総会にご出席いただけませんので、ご注意ください。

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

株主総会開催日時：2018年6月23日（土曜日） 午前10時（午前9時開場）



郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合 ⇨ 次頁（2）をご覧ください。

後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限：2018年6月22日（金曜日） 午後5時到着分まで



電磁的方法（インターネット等）にて議決権を行使いただく場合

⇨ 次頁（3）をご覧ください。

後記株主総会参考書類をご検討のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>にて各議案に対する賛否をご入力ください。
※ご不明な点等がございましたら7頁記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

行使期限：2018年6月22日（金曜日） 午後5時入力分まで
(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

(1) 株主総会にご出席いただく場合

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

(2) 郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合

議決権行使書のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書

いちよし証券株式会社 御中

株 主 総 会 日 議 決 権 の 数 個

2018年 6月23日

私は上記開催の定時株主総会（継続会または延会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）の通り議決権を行使いたします。

2018年 月 日

議案	原案に対する賛否
第1号	賛 否
第2号	賛 否

基準日現在のご所有株式数 株

議 決 権 の 数 割

議決権の数は1単元ごとに1個となります。

お 願 い

1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使票用紙を会場受付へご提出ください。
2. 当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

①議決権行使票用紙に賛否をご表示のうえ2018年6月22日17時00分までに郵送するようご送付いただく方法

②インターネット専用サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスのうえ、2018年6月22日17時00分までに議決権を行使していただく方法

3. 第1号議案において、候補者の一部の者につき異なる意思を表示される場合は、株主総会参考書類の候補者番号をご記入ください。

ログインID

仮パスワード 株主番号(8桁)

いちよし証券株式会社

(ご注意)

当社は、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。



こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

【第1号議案】

全員賛成の場合 ➡ 「賛」に○印

全員否認する場合 ➡ 「否」に○印

一部の候補者を否認する場合 ➡ 「賛」に○印をし、否認する候補者の番号を記入

【第2号議案】

賛成の場合 ➡ 「賛」に○印

否認する場合 ➡ 「否」に○印



インターネット等による議決権行使に必要となる、ログインIDと仮パスワードが記載されています。

※各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取扱いいたします。

(3) 電磁的方法（インターネット等）にて議決権を行使いただく場合

① インターネットによる議決権行使方法について

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

② 議決権行使サイトについて

- ・インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（EZweb、i モード、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

MUFG 三菱UFJ信託銀行

・三菱UFJ信託銀行
ホームページ
(諸届用紙等のご請求)

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用ガイド」をご覧ください。

本サイト利用規定
本サイト利用ガイド

上記記載内容をご了承される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。

次の画面へ

なお、本サイトは午前2時から午前5時までの間、保守・点検のため取扱いを休止させていただきますことをあらかじめご了承ください。

お問合せ先
三菱UFJ信託銀行
証券代行部
(株主総会に関する
お手続きサイトに係
るお問合せ)
Tel:0120(173)027
(通話料無料)

(一般株式事務の
お問合せ)
Tel:0120(232)711
(通話料無料)

Copyright © 2005 Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation All rights reserved.

〈議決権行使サイト〉トップページ

〈ログインID、パスワード〉入力画面

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトログインページ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行 証券代行部

・本サイト利用ガイド
・三菱UFJ信託銀行
ホームページ
(諸届用紙等のご請求)

お問合せ先
三菱UFJ信託銀行
証券代行部
(株主総会に関する
お手続きサイトに係
るお問合せ)
Tel:0120(173)027
(通話料無料)

(一般株式事務の
お問合せ)
Tel:0120(232)711
(通話料無料)

■ログイン

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。
(※指し切りで入力してください)

ログインID - - (半角)

パスワード (半角)

または仮パスワード **ログイン**

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。

パスワード変更

ログインID、仮パスワードは議決権行使書用紙等に記載されており、仮パスワードによるログインの際には、自動的にパスワード変更お手続き画面になりますので、株主様ご指定による任意のパスワードに変更してください。

パスワードを失念またはロックしてしまった場合は、「パスワード初期化の届出書」を印刷し必要事項をご記入の上、三菱UFJ信託銀行 証券代行部宛にご郵送ください。

「パスワード初期化の届出書」を郵送する場合は、Adobe Systems Incorporated社のAdobe ReaderTMが必要となります。お持ちでない方は右下のボタンをクリックして、無料で提供されているAdobe ReaderTMをダウンロードしてください。

■ログインID発行申込

ログインIDの発行を申し込まれる場合は、「発行申込」を選択してください。

発行申込

「招集ご通知の電子化」を採用している会社のみ受け付けております。株主総会の日程の制約上、一定期間、発行を停止させていただきますのでご了承ください。

Copyright © 2005 Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation All rights reserved.

- ・パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ・携帯電話による議決権行使は、EZweb、iモード、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ・ご利用に際して、QRコード読み取り機能を搭載した携帯電話をご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。
- ・インターネットによる議決権行使は、2018年6月22日（金曜日）午後5時まで（但し、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら本頁記載のヘルプデスクへお問い合わせください。



〔EZweb〕はKDDI株、〔iモード〕は㈱NTTドコモ、〔Yahoo!〕は米国Yahoo! Inc.、〔QRコード〕は㈱デンソーウェーブの商標又は登録商標です。）

- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

〔注〕 議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

- ① 郵送（議決権行使書）並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い
郵送（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ② インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い
インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

【機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合は、当該プラットフォームによる議決権行使が可能です。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号 議案

取締役 7 名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員は任期満了となります。つきましては、指名委員会
が定める基準により決定した次頁の 7 名の選任をお願いするものであります。

指名委員会の定める取締役候補者の選任基準は次の通りであります。

【社内取締役】

- ・ 経営感覚に秀でていること
- ・ 指導力・先見性・企画力が優れていること
- ・ 遵法精神に富んでいること
- ・ 社内外の人望が厚いこと
- ・ 心身ともに健康であること

【社外取締役】

- ・ 人格・識見が優れていること
- ・ 豊かな業務経験あるいは専門知識を有すること
- ・ 遵法精神に富んでいること
- ・ 社外取締役としての独立性を維持できること
- ・ 心身ともに健康であること

また、会社法施行規則に定められる社外取締役の要件、(株)東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の要件、いずれも満たすこと。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当
1	たけ ひ まさ し 武 樋 政 司	取締役会長 取締役会議長 指名委員（委員長）・報酬委員（委員長）
2	こ ばやし みのる 小 林 稔	取締役(兼)代表執行役社長
3	たて いし し ろう 立 石 司 郎	取締役(兼)執行役常務
4	ご き た あきら 五木田 彬	社外取締役 指名委員・報酬委員・監査委員 社外取締役候補者 独立役員
5	かけ や けん ろう 掛 谷 建 郎	社外取締役 指名委員・報酬委員 社外取締役候補者 独立役員
6	いし かわ たか し 石 川 尚 志	社外取締役 監査委員（委員長、常勤） 社外取締役候補者 独立役員
7	さくら い こう た 櫻 井 光 太	社外取締役 監査委員 社外取締役候補者 独立役員

（ご参考） 定時株主総会後の指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の構成は以下を予定しております。

指名委員会	五木田 彬（委員長）	武樋 政司	掛谷 建郎
報酬委員会	掛谷 建郎（委員長）	武樋 政司	五木田 彬
監査委員会	石川 尚志（委員長）	五木田 彬	櫻井 光太

候補者
番号

1

たけ ひ まさ し

武樋 政司 (1943年4月13日生)

重任

1967 年 4 月 野村證券株式会社入社
1987 年12月 同社取締役
1990 年 6 月 同社常務取締役
1993 年 6 月 当社代表取締役副社長
1995 年 6 月 当社代表取締役社長
2003 年 6 月 当社取締役(兼)代表執行役社長
2006 年12月 当社相談役
2007 年12月 当社代表執行役社長
2008 年 6 月 当社取締役(兼)代表執行役社長
2012 年 4 月 当社取締役(兼)執行役会長
2018 年 4 月 当社取締役会長(現任)

■所有する当社株式数
130,700株

■取締役会への出席状況
20回 (100%)

■指名委員会への出席状況
3回 (100%)

■報酬委員会への出席状況
7回 (100%)

●取締役候補者とした理由

武樋政司氏は、野村證券(株)常務取締役、当社代表取締役社長などを歴任し、2012年より当社取締役（兼）執行役会長として、2018年4月からは当社取締役会長として当社並びに当社グループ全般の経営と監督を担っております。

同氏が社内取締役選任基準を満たしていることやこれまでの実績と経験を踏まえ、証券会社や証券業界全般にわたる幅広い見識と優れた経営力を当社の経営と監督に活かしていくことが必要であると判断して取締役候補者いたしました。

●なお、同氏の重任が承認された場合、定時株主総会終了後、同氏は指名委員及び報酬委員を務める予定です。

候補者
番号

2

こ ばやし
小林

みのる
稔

(1958年 8 月30日生)

重任

1982 年 4 月 野村證券株式会社入社
2000 年 6 月 同社名古屋駅前支店長
2004 年 4 月 同社執行役
2008 年 4 月 同社常務執行役
2009 年 4 月 野村ファシリティーズ株式会社執行役副社長
2011 年 4 月 野村證券株式会社常務執行役員 総務部担当
2011 年 4 月 野村ファシリティーズ株式会社取締役社長
2015 年 4 月 当社代表執行役副社長 リテール部門管掌
2015 年 6 月 当社取締役(兼)代表執行役副社長 リテール部門管掌
2016 年 4 月 当社取締役(兼)代表執行役社長(現任)

■所有する当社株式数
45,000株
■取締役会への出席状況
20回 (100%)

●取締役候補者とした理由

小林稔氏は、野村證券(株)常務執行役、野村グループ会社社長を歴任し、2015年より当社副社長としてリテール部門を管掌し、2016年 4 月から当社取締役（兼）代表執行役社長として主に業務執行の代表者として経営を担っております。

同氏が社内取締役選任基準を満たしていることや実績を踏まえ、証券業務に精通した知識や経験による優れた業務執行能力を当社の経営に活かしていくことが必要であると判断して取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

たていし しろう

立石 司郎

(1963年8月12日生)

重任

1986 年 4 月 当社入社
1997 年11月 当社浦安支店長
2000 年 6 月 当社石橋支店長
2002 年 2 月 当社人事部長
2004 年 3 月 当社大阪資産アドバイザー部長
2004 年 9 月 当社執行役
 アドバイザー本部第3ブロック長(兼)投資相談担当
2008 年 4 月 当社上席執行役
 アドバイザーサポート本部長(兼)ラップアカウントサービス部長
2012 年 4 月 当社執行役常務
 アドバイザー本部、アドバイザーサポート本部、ラップ投資分析
 管掌 近畿アドバイザー本部長(兼)大阪支店長
2012 年 4 月 株式会社いちよし経済研究所取締役(現任)
2015 年 4 月 当社執行役常務 管理・企画部門管掌
2017 年 6 月 当社取締役(兼)執行役常務 管理・企画部門管掌
2018 年 4 月 同 リテール部門管掌(兼)お客様信頼向上推進担当(兼)エチケッ
 トマナー向上推進担当(現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社いちよし経済研究所取締役

■所有する当社株式数
26,200株

■取締役会への出席状況
(就任以降)
15回 (100%)

●取締役候補者とした理由

立石司郎氏は、1986年に当社に入社し、各分野を歴任し、2012年からは執行役常務としてアドバイザー部門、2015年からは管理・企画部門を管掌し、2017年より当社取締役(兼)執行役常務となり、本年4月よりリテール部門を担っております。

同氏が社内取締役選任基準を満たしていることや実績を踏まえ、当社各分野の要職を経験したことによる優れた見識を当社の経営に活かしていくことが必要であると判断して取締役候補者といたしました。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類
等

個別
計算
書類
等

候補者
番号

4

ご き た あきら

五木田 彬 (1947年9月20日生)

重任

1978 年 4 月 検事任官 東京地方検察庁(刑事部、公判部)
1979 年 3 月 水戸地方検察庁
1982 年 3 月 東京地方検察庁(刑事部、特別捜査部)
1985 年 3 月 大阪地方検察庁(特別捜査部)
1987 年 3 月 東京地方検察庁(特別捜査部)
1988 年 3 月 検事退官
1988 年 4 月 弁護士登録
1994 年 5 月 五木田・三浦法律事務所(現任)
2010 年 6 月 当社取締役(現任)
2016 年 6 月 三和ホールディングス株式会社社外取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

五木田・三浦法律事務所 (弁護士)

三和ホールディングス株式会社社外取締役

■ 所有する当社株式数
0 株

■ 取締役会への出席状況
20回 (100%)

■ 指名委員会への出席状況
3回 (100%)

■ 報酬委員会への出席状況
7回 (100%)

■ 監査委員会への出席状況
18回 (100%)

● 社外取締役候補者 (会社法施行規則第2条第3項第7号)

● 独立役員 (㈱東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)

● 社外取締役候補者とした理由

五木田彬氏は、当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なお意見をいただいております。

同氏が社外取締役選任基準を満たしていることを踏まえ、元検事及び弁護士としての専門的かつ豊かな知識と経験を当社の経営と監督に活かしていくことが必要であると判断して社外取締役候補者いたしました。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。

● なお、同氏の重任が承認された場合、定時株主総会終了後、同氏は指名委員 (委員長)、報酬委員及び監査委員を務める予定です。

候補者
番 号 **5** かけ や けん ろう **掛谷 建郎** (1951年9月13日生)

重任

1976 年 4 月 株式会社日本経済新聞社入社、東京本社編集局証券部記者
1987 年 3 月 同社米国ワシントン支局記者
1991 年 3 月 同社東京本社証券部次長兼編集委員
1996 年 4 月 同社退社
1996 年 5 月 株式会社掛谷工務店入社
1996 年 6 月 同社代表取締役社長(現任)
2007 年11月 茨木商工会議所会頭
2009 年 6 月 摂津水都信用金庫(現北おおさか信用金庫)非常勤理事(現任)
2010 年 6 月 当社取締役(現任)

■所有する当社株式数
11,800株

■取締役会への出席状況
20回 (100%)

■指名委員会への出席状況
3回 (100%)

■報酬委員会への出席状況
7回 (100%)

(重要な兼職の状況)

株式会社掛谷工務店代表取締役社長
北おおさか信用金庫非常勤理事

●**社外取締役候補者** (会社法施行規則第2条第3項第7号)

●**独立役員** (株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)

●**社外取締役候補者とした理由**

掛谷建郎氏は、当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なお意見をいただいております。

同氏が社外取締役選任基準を満たしていることを踏まえ、元日本経済新聞記者及び現企業経営者としての豊かな知識と経験を当社の経営と監督に活かしていくことが必要であると判断して社外取締役候補者としたしました。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。

●なお、同氏の重任が承認された場合、定時株主総会終了後、同氏は指名委員及び報酬委員（委員長）を務める予定です。

候補者
番号

6

いし かわ たか し

石川 尚志 (1959年12月8日生)

重任

1986 年 8 月 東京大学医学部脳研究所神経内科勤務
1994 年 5 月 大成証券株式会社入社(常勤顧問)
1994 年 6 月 同社取締役
1997 年 6 月 同社取締役社長
2011 年 3 月 同社取締役社長退任
2011 年 3 月 有限会社エス・アール(現エス・アールホールディングス株式会社)代表取締役社長(現任)
2011 年 6 月 当社取締役(現任)
2011 年 6 月 いちよしビジネスサービス株式会社監査役(現任)
2011 年 6 月 いちよし投資顧問株式会社(現いちよしアセットマネジメント株式会社)監査役(現任)
2011 年 6 月 株式会社いちよし経済研究所監査役(現任)

■所有する当社株式数
900株

■取締役会への出席状況
20回 (100%)

■監査委員会への出席状況
18回 (100%)

(重要な兼職の状況)

いちよしビジネスサービス株式会社監査役
いちよしアセットマネジメント株式会社監査役
株式会社いちよし経済研究所監査役
エス・アールホールディングス株式会社代表取締役社長

●社外取締役候補者 (会社法施行規則第2条第3項第7号)

●独立役員 (㈱東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)

●社外取締役候補者とした理由

石川尚志氏は、当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なご意見をいただいております。

同氏が社外取締役選任基準を満たしていることを踏まえ、元証券会社社長としての豊かな知識と経験を当社の経営と監督に活かしていくことが必要であると判断して社外取締役候補者いたしました。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。

●なお、同氏の重任が承認された場合、定時株主総会終了後、同氏は監査委員 (委員長、常勤) を務める予定です。

候補者
番号

7

さくら い こう た
櫻井 光太

(1959年8月20日生)

重任

1983 年 4 月 株式会社ダーバン入社
1991 年10月 センチュリー監査法人入所
1995 年 8 月 公認会計士登録
1997 年 5 月 櫻井光太公認会計士事務所
2000 年 3 月 センチュリー監査法人※(現新日本有限責任監査法人)退所
2000 年 3 月 株式会社デジタルガレージ入社
2002 年 9 月 同社取締役
2005 年 3 月 税理士登録
2005 年 3 月 櫻井光太公認会計士・税理士事務所(現任)
2010 年 9 月 株式会社デジタルガレージ取締役退任
2010 年11月 信永東京有限責任監査法人 パートナー・公認会計士
2011 年 6 月 当社取締役(現任)

■所有する当社株式数
15,100株

■取締役会への出席状況
20回 (100%)

■監査委員会への出席状況
18回 (100%)

※ センチュリー監査法人は、櫻井光太氏の退所後、2000年4月太田昭和監査法人と合併し、監査法人太田昭和センチュリーとなりました。2001年7月、同法人は名称変更し、新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人)となりました。従いまして、当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人であります。同氏は新日本有限責任監査法人と特別の利害関係はありません。

(重要な兼職の状況)

櫻井光太公認会計士・税理士事務所(公認会計士・税理士)

●**社外取締役候補者**(会社法施行規則第2条第3項第7号)

●**独立役員**(株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)

●**社外取締役候補者とした理由**

櫻井光太氏は、当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なお意見をいただいております。

同氏が社外取締役選任基準を満たしていることを踏まえ、公認会計士・税理士としての専門的かつ豊かな知識と経験を当社の経営と監督に活かしていくことが必要であると判断して社外取締役候補者いたしました。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。

●なお、同氏の重任が承認された場合、定時株主総会終了後、同氏は監査委員を務める予定です。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

個別計算書類等

第2号議案

取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、エグゼクティブ・アドバイザー及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、エグゼクティブ・アドバイザー（19頁をご参照ください。）及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1 特に有利な条件により新株予約権を引受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上への意欲と士気を高めるとともに、優秀な人材を登用することにより持続的に成長する企業になることを目的とし、当社グループの取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、エグゼクティブ・アドバイザー及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及びその数の上限

(1)その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権5,000個を上限とします。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式500,000株を上限とし、下記(3)により当該新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係

る調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とします。

(2)その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込は要しないこととします。

(3)その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式数（以下、「付与株式数」といいます。）は100株とします。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「払込金額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とします。

払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とします。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とします。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、下記算式（※1）により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

また、新株予約権発行日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、下記算式（※2）により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

下記算式（※2）において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」

を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

③新株予約権を行使することができる期間

2020年6月24日から2028年6月23日までの範囲内で、取締役会において決定するものとします。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

(ii) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要します。

⑥新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めません。

※1

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

※2

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

⑦合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定します。

- (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (v) 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定します。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
- (viii) 新株予約権の取得条項
上記⑥に準じて決定します。

⑧ 1 株に満たない端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

※エグゼクティブ・アドバイザーとは、社内外の役員クラスで特定分野に高度な能力を有する人材にその能力を発揮してもらうための職種で、常勤で会社の担当業務を遂行するものをいいます。

以 上

参考事項

1. 「持続可能な開発目標」(SDGs) への取り組み

サステナビリティ～持続可能な成長のために～

昨今、「持続可能な開発目標」(SDGs)が国連総会で採択され、世界中の国々が貧困、不平等・格差、気候変動のない世界をめざす17の目標達成に向けて動き出しています。一方、企業は社会の一員としてますますその役割と影響力が増しており、企業が社会価値の創造を果たしているのかについて、社会の関心が非常に高まりつつあります。このような新しい時代の流れの中で、サステナビリティ向上にむけた努力と、その結果としてのESG（E：環境、S：社会、G：ガバナンス）情報の積極的な開示は、社会の一員としての重要な責務であり、企業価値の向上にも欠かせないと考えています。

当社は、日本の新興市場を中心とした成長企業のリサーチについて、グループ全体で長く蓄積してきた強みがあります。「よりよい未来のために、次世代を担う成長企業を発掘し応援していくこと」が私たち証券業に携わる者の使命であり、本業を通じて大きく貢献できる分野です。また、当社が2006年に制定しました「いちよしのクレド」は全役職員の共通の価値観の源であり「社員のために」「お客様のために」「株主のために」「社会のために」と各ステークホルダーに対する誓いを表明し、「いちよしマングローブの森プロジェクト」などの「次世代」をテーマにした社会貢献活動、その他、様々な取り組みを行ってまいりました。しかしながら、グローバル基準で見ると、「環境」「社会」「ガバナンス」を網羅したポリシーの表明や、取り組みに不足があると考えています。そこで、私たちは社会からいっそう必要とされる存在となるために、当社の持続可能な成長のための経営上の課題としてサステナビリティ重要課題を特定しています。

<サステナビリティ重要課題>

当社の企業理念「いちよしのクレド」の実現のために取り組むべき課題を整理し、SDGs等が提示する社会の課題解決に向けて、サステナビリティ重要課題（マテリアリティ）を選定しました。

環境

気候変動	●いちよしマングローブの森プロジェクト ●気候変動被害を受けるコミュニティ支援プロジェクト     
環境保全	●環境に配慮したFSC(R)森林認証紙使用 ●植物油インクの使用 ●名刺への再生紙使用  
温室効果ガスの排出削減	●冷暖房の温度の適正化 ●省エネ型商品・機器の利用 ●社有車のエコカーへの切替 

社会

健全かつ持続可能な 資本市場への貢献	●高品質な金融サービスの提供 ●環境・社会的課題に対応する商品・サービスの提供 ●顧客保護と情報セキュリティ ●金融リテラシーの向上	   
多様性を尊重した 人材の育成	●人材育成 ●ダイバーシティ ●働きやすい職場づくり ●女性活躍推進	  
盲導犬の育成	●いちよし盲導犬育成プロジェクト	 
人道医療支援	●ラオス小児医療プロジェクト	  
教育支援	●校舎建設プロジェクト	   

ガバナンス

コーポレート・ マネジメント	●コーポレート・ガバナンスの強化	
リスク・ マネジメント	●リスク管理体制の整備・強化 ●財務の健全性と透明性の確保 ●環境・社会リスクへの対応	
コンプライアンス	●法令遵守と違反の報告 ●公正な金融取引の徹底 ●贈収賂の防止 ●マネーロンダリングの防止	 

世界を変えるための17の目標について

「SDGs (Sustainable Development Goals)」は、2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年～2030年の15年間で達成するために掲げた17の目標です。

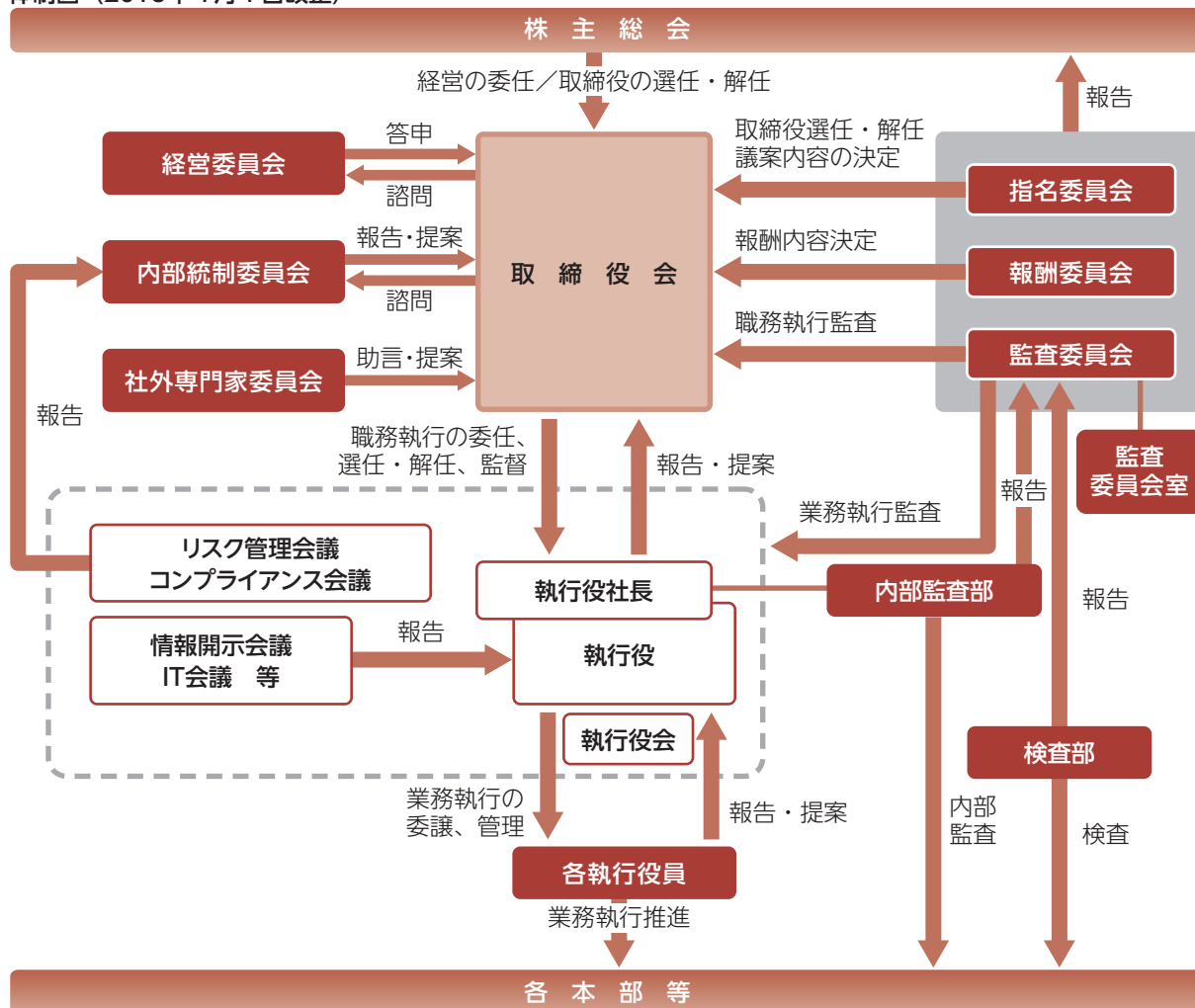
1 貧困をなくそう 	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	13 気候変動に具体的な対策を 	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
2 飢餓をゼロに 	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	8 働きがいも経済成長も 	すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する	14 海の豊かさを守ろう 	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
3 すべての人に健康と福祉を 	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る	15 陸の豊かさも守ろう 	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
4 質の高い教育をみんなに 	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	10 人や国の不平等をなくそう 	国内および国家間の不平等を是正する	16 平和と公正をすべての人に 	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
5 ジェンダー平等を實現しよう 	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る	11 住み続けられるまちづくりを 	都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする	17 パートナリーシップで目標を達成しよう 	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
6 安全な水とトイレを世界中に 	すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	12 つくも責任 つかう責任 	持続可能な消費と生産のパターンを確保する		

2. コーポレート・ガバナンスに対する取り組み

(1)ガバナンス体制

当社は、2003年6月より現在の指名委員会等設置会社に移行しました。その結果、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能が、各々有効に機能するように制度的に分離されたガバナンス体制となりました。従いまして、経営の意思決定・監督は取締役会及び各委員会が行い、実際の業務執行は執行役及びそれを補佐する執行役員が行っています。

体制図（2018年4月1日改正）



①経営の意思決定・監督機能

(i) 取締役会

経営の意思決定機関として法令または定款に定める事項を決議するとともに、経営の基本方針並びに経営における重要な事項を決定あるいは承認し、取締役及び執行役の職務の執行を監督しています。

(ii) 指名委員会

株主総会に議案として提出する取締役の選任及び解任について審議・決定しています。

(iii) 報酬委員会

取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の内容について審議・決定しています。

(iv) 監査委員会

取締役及び執行役の職務執行の監査並びに監査報告の作成、株主総会に議案として提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことについての決定等を行います。また、監査委員会が定めた監査方針、職務の分担等に従い、取締役及び執行役の意思決定の適法性・妥当性の監査、内部統制システムの整備状況等についての監査を行っています。

なお、監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会室を設け、専任使用人を配置して、監査業務を補助しています。

(v) 経営委員会

取締役会の諮問機関として、円滑な会社経営が行われることを目的として経営に関する重要事項、緊急を要する事項を報告・審議しています。

(vi) 内部統制委員会

当社及び子会社各社における内部統制に関する一元的な管理体制を構築するため、内部統制方針の策定及び内部統制に関する個別重要事項等の審議を行っています。

なお、内部監査部を設置し、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性と効率性を確保しています。

(vii) 社外専門家委員会

当社から独立した人格・識見とともに優れた社外者をもって構成され、取締役会が求める当社の経営に関する重要事項について、当社経営から独立し、中立公平な観点から審議を行い、取締役会に対して助言及び提言しています。

②業務執行

(i) 執行役

取締役会より委任を受けた事項について、業務執行の決定を行い、迅速な意思決定と機動的な業務執行を行っています。

(ii) 執行役員

執行役が取締役会より委任された事項を決議するとともに、各執行役間の調整と意思統一を図ることにより、業務執行の推進を図っています。

(iii) 執行役員

執行役会の決定に従い、担当執行役の指示の下に業務執行を行っています。

(iv) その他の会議体

内部統制委員会の下部組織として、リスク管理会議（全社的なリスク管理に関する事項について協議・対応する）、及びコンプライアンス会議（部署ごとのリスクの洗い出しや検討、周知事項の徹底等を行う）を設置しています。

また、執行役による決議機関として、情報開示会議（重要な情報が発生した場合に、ステークホルダーに対し、適正に網羅的かつ適時な情報開示体制を整備し運用する）及びIT会議（システム投資やその運用に関する事項及び情報セキュリティに関する事項を審議する）等を適宜開催しています。

(2)当社「取締役会評価に関する質問票」に関する評価結果の概要について

当社は、取締役会が適切に機能しているかを検証し、その結果を踏まえ問題点の改善や強みの向上等の適切な措置を講じていくという継続的なプロセスにより取締役会の機能向上を図ることを目的として、2016年度より「取締役会評価に関する質問票」によるアンケートを実施しております。

このたび2017年度の評価結果が得られましたので、その概要を開示いたします。

I 評価の枠組み・手法

1. 対象者

全ての取締役7名（社内取締役3名及び社外取締役4名）に対し、監査委員会が作成した「2017年度取締役会評価に関する質問票」に基づき、自己評価を実施しました。

2. 実施方法

記名方式によるアンケートを実施

3. 評価項目

取締役会の構成－6問

取締役会の運営－5問

取締役会の議題－8問

取締役会の体制－7問

合計26の質問で作成しております。

4. 評価プロセス

独立社外取締役3名からなる監査委員会において、アンケート結果のレビューを行い、その評価結果を取締役に報告しております。

II 評価結果の概要

当社取締役会は、指名委員会等設置会社としての特徴を活かして、取締役の構成、運営及び議案選定等について、適切に運営されていることが確認されました。

このような取締役会の運営は、現在の社外取締役の体制となった2012年には、社外取締役3名からなる監査委員会において、取締役会の運営について3回にわたり、執行部門との集中審議を行うなど、コーポレートガバナンス・コード制定以前より、社外取締役と執行部門との間で十分な合意が形成された上で取締役会が運営されてきたことによるものです。

現在では、取締役会の中で、気がついたことがあればその場で直ぐに自由で活発な議論がなされるようになっており、あらためて独立社外取締役会等の会議体を設置する必要はありません。

もちろん、残されている課題もあります。例えば、女性の取締役・役員がいないことなどについては、今後とも引き続き検討課題として認識されております。

事業報告

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

1. いちよしグループの現況に関する事項

(1)経営の基本方針と業務運営体制

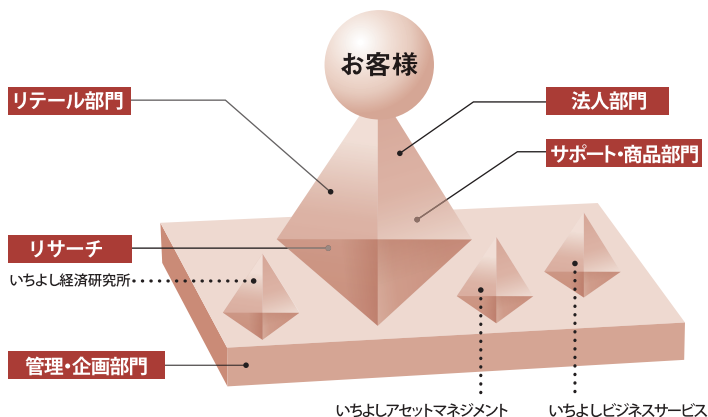
①経営の基本方針

いちよしグループは、「今までの日本にない証券会社をつくろう」を合言葉とし、「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」を目指しています。その実現に向け、当社はクレド（企業理念）の下、経営の公正性及び透明性を高め、機動的かつ適切な意思決定を行うことにより、業績の向上と企業価値の最大化を図りつつ、コーポレート・ガバナンスの強化充実に努めていくことを経営上の重要課題としております。また、指名委員会等設置会社の形態を採用し、加えて執行役員制度を導入することにより、業務執行の迅速性、実効性を高めるとともに業務執行に対する監督の強化を図っております。

②業務運営体制

いちよしグループの業務運営体制は「トライアングル・ピラミッド経営」を推進しています。

リサーチをベースにリテール部門、法人部門、サポート・商品部門の正三角形4面体を管理・企画部門や関連会社が土台として支えることにより、各部門及び関連会社の機能を最大限に発揮させると同時に、各部門のコ・ワーク（共同業務推進）によるシナジー効果を図ることを目的とした経営スタイルです。この業務運営体制により、お客様により良い商品、より良い情報、より良いサービスをご提供し、その結果として、お客様の大切な金融資産の運用及び企業経営のお役に立つことになると考えております。



いちよしグループのトライアングル・ピラミッド経営

(2)事業の経過及びその成果

当連結会計年度の日本経済は、雇用・所得環境の改善が続き、個人消費は天候不順の影響を一時的に受けましたが、概ね緩やかな回復基調を維持し、企業の生産活動も海外経済の緩やかな回復を背景とした輸出の伸びから増加基調となり、良好な雇用環境と内外経済の回復を背景に需要超過幅が拡大するなど経済の好循環がみられました。

日本の株式市場は、北朝鮮を巡る地政学リスクの高まりや円高ドル安の進行などから、日経平均株価が昨年4月17日に昨年来安値1万8,224円まで下落しましたが、その後、6月の米連邦公開市場委員会（FOMC）を契機とした円安ドル高を背景とする国内企業の業績改善期待などから約1年半ぶりに2万円台を回復しました。8月に入ると米国政治の混乱や米朝対立の緊迫化に起因する国内外投資家による売買の手控えにより、日経平均株価は調整し9月8日には1万9,239円を付けました。その後、為替が円安ドル高になったことや衆議院解散・総選挙の自民党健闘に伴う政策期待の盛り上がりにより日経平均株価は反発に転じ、国内企業の好業績に加えて、海外投資家の資金の流入や良好な米国内景気・企業業績を背景にした米主要株価指数の過去最高値更新も追い風となり、10月には日経平均株価は16連騰と過去最長の連続上昇を記録し、昨年末終値は2万2,764円と1980年代のバブル崩壊後では最長となる6年連続の上昇を記録しました。年明け直後も、米主要株価指数の過去最高値更新や、1月の日銀金融政策決定会合で金融政策の現状維持が決定したことなどが好感され、日経平均株価は1月23日に2万4,129円とおおよそ26年ぶりに2万4,000円台を回復しましたが、円高ドル安の進行、米インフレ懸念による米長期金利の急上昇に伴う世界的なリスク資産圧縮の流れが影響し、2月6日の日経平均株価は1,000円を超える急落となりました。その後、米朝首脳会談の可能性が浮上し地政学リスクが和らぎましたが、米政権が鉄鋼・アルミニウム製品の輸

入制限を発動するなど米中貿易摩擦への懸念が強まったことで3月26日には2万347円とおおよそ5カ月ぶりの安値を付け、当連結会計年度末終値は2万1,454円となりました。

外国為替市場では、4月以降年末にかけては、リスク回避と日米金利差の綱引きからドル円相場は1ドル＝108円から114円台の値幅での動きとなり昨年末は1ドル＝112円台半ばとなりましたが、年明け以降は、米政府高官によるドル安容認の発言をきっかけとして円高ドル安の流れが強まり、3月26日には1ドル＝104.63円を付け、当連結会計年度末は1ドル＝106円台前半となりました。

また、日本の新興市場では、好需給を背景として、成長が期待される中小型株が上昇傾向を辿り、日経ジャスダック平均株価は1月29日に4,317円と過去最高値を付け、東証マザーズ指数は1月24日に1,367とおおよそ11年5カ月ぶりの高値を付けましたが、その後はリスク回避の売りが嵩み、当連結会計年度末終値は日経ジャスダック平均株価が3,983円、東証マザーズ指数は1,206で当連結会計年度末を迎えました。

当連結会計年度における東証一部市場の一日平均売買代金は前連結会計年度比16.3%増の2兆9,570億円、ジャスダック市場の一日平均売買代金は同84.4%増の871億円、マザーズ市場の一日平均売買代金は同7.8%減の1,110億円となりました。

当社は、このような環境下、株式につきましては、低金利環境の下で安定性と配当に注目した資産株のご提案に加え、当社グループの強みであるリサーチ力を活かした中小型成長企業への投資のご提案をするなど、お客様のニーズにお応えする施策を引き続き実行して参りました。なお、株式委託売買代金は2兆6,375億円（前連結会計年度比21.5%増）となりました。

投資信託につきましては、いちよしファンドラップ「ドリーム・コレクション（愛称：ドリコレ）」のサービスがお客様の保守的な資産の中長期運用商品として順調に契約を伸ばしており、当連結会計年度末の残高は870億円超となりました。

また、いちよし経済研究所のリサーチ力、いちよしアセットマネジメントの運用力といちよし証券の販売力という当社グループの総合力の発揮により、一昨年6月に募集を開始した投資信託「いちよし中小型成長株ファンド（愛称：あすなろ）」は順調に残高を伸ばし、当連結会計年度末の当社の預り残高は820億円超となりました。そして、昨年11月に募集を開始した投資信託「いちよしジャパン・ベンチャー・ファンド」におきましても、当連結会計年度末の当社の預り残高が260億円超となるなど、顧客ニーズに即した提案が投資信託の預り資産拡大につながりました。

さらに、当社グループの総合力が、海外機関投資家からの株式等の受注拡大や地域金融機関向けの私募投資信託（プロ私募）の預り残高拡大につながりました。

グループのいちよしアセットマネジメントにおきましても、運用資産残高が引き続き増加し、当連結会計年度末の残高は3,690億円（前連結会計年度末比106.0%増）となりました。

以上の結果、当社グループの純営業収益は250億69百万円（前連結会計年度比29.6%増）となりました。一方、販売費・一般管理費は179億28百万円（同9.7%増）となり、差し引き営業利益は71億41百万円（同138.5%増）となりました。

また、販売費・一般管理費に対する投資信託の信託報酬とファンドラップに係るフィー等の比率（コストカバー率）は37.2%と前連結会計年度比で5.5%上昇し収益基盤の安定性が増しました。なお、当第4四半期のコストカバー率は40.0%と初めて40%台に乗えました。

(3)受入手数料等及び販売費・一般管理費等

①受入手数料

受入手数料の合計は246億16百万円（前連結会計年度比30.5%増）となりました。

委託手数料

株券の委託手数料は96億30百万円（前連結会計年度比41.4%増）となりました。

このうち、中小型株式（東証二部市場、ジャスダック、マザーズ）の委託手数料は24億74百万円（同41.3%増）となり、株券委託手数料に占める中小型株式の割合は25.7%となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

発行市場では、主幹事4社を含む新規公開企業は30社（前連結会計年度は、新規公開企業31社）の幹事・引受シンジケート団に加入いたしました。また、既公開企業に係る市場変更及び公募・売出しは7社（同主幹事2社を含む9社）の幹事・引受シンジケート団に加入いたしました。

この結果、引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は5億70百万円（前連結会計年度比57.7%増）となりました。

当連結会計年度末における累計引受社数は、1,044社（うち主幹事50社）となりました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

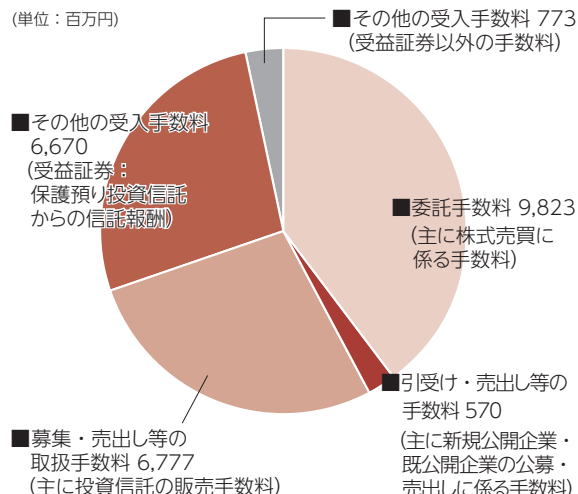
投資信託に係る手数料が67億4百万円（前連結会計年度比20.6%増）となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料の合計は67億77百万円（同20.1%増）となりました。

その他の受入手数料

その他の受入手数料は、当社の受益証券残高に係る信託報酬が43億80百万円（前連結会計年度比4.9%増）、いちよしアセットマネジメントの運用に係る信託報酬が12億64百万円（同131.8%増）となり、これに当社のファンドラップに係るフィー等10億25百万円（同118.4%増）、アンバンドリング手数料、保険取扱手数料及び公開支援に伴う手数料等を加え、合計74億44百万円（同28.7%増）となりました。

受入手数料の内訳（科目別内訳）

（単位：百万円）



②トレーディング損益

株券等のトレーディング損益は、47百万円（前連結会計年度比43.2%減）の利益となりました。債券・為替等のトレーディング損益は、外国債券の募集の減少により76百万円（同39.5%減）の利益となりました。その結果、トレーディング損益合計は1億23百万円（同41.0%減）の利益となりました。

③金融収支

金融収益は、信用取引貸付金の増加により3億10百万円（前連結会計年度比30.9%増）、金融費用は、92百万円（同39.4%増）となり、差し引き金融収支は2億18百万円（同27.6%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の純営業収益は250億69百万円（前連結会計年度比29.6%増）となりました。

④販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、人件費等の増加により179億28百万円（前連結会計年度比9.7%増）となりました。

⑤営業外損益

営業外収益が投資事業組合運用益54百万円、受取保険金及び配当金25百万円等で1億19百万円となり、差し引き88百万円（前連結会計年度比5.9%増）の利益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は72億29百万円（前連結会計年度比134.9%増）となりました。

⑥特別損益

特別利益が固定資産売却益58百万円、投資有価証券売却益26百万円等で91百万円、特別損失が固定資産の減損損失96百万円、金融商品取引責任準備金繰入れ30百万円等で1億47百万円となり、差し引き56百万円の損失となりました。

これらにより、税金等調整前当期純利益は71億73百万円（前連結会計年度比134.9%増）となりました。これに法人税、住民税及び事業税23億63百万円及び法人税等調整額△2億6百万円等を差し引きした結果、親会社株主に帰属する当期純利益は49億94百万円（同128.8%増）となりました。

なお、当連結会計年度末の預り資産は、株式、投資信託、ファンドラップ等の新規資金による買付や国内外マーケットの上昇が増加要因となりましたが、一方、株式、投資信託の利益確定等の売却や投資信託の償還が減少要因となり、1兆9,400億円（前連結会計年度末比11.0%増）となりました。

受入手数料の内訳（第75期と第76期の比較）

（単位：百万円）

期別	区 分	株 券	債 券	受益証券	そ の 他	計
第 2016 75 2017 期 3	委 託 手 数 料	6,812	0	258	－	7,070
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	361	－	－	－	361
	募集・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の取扱手数料	－	85	5,556	－	5,642
	そ の 他 の 受 入 手 数 料	28	0	5,189	564	5,782
	計	7,202	85	11,004	564	18,857
期別	区 分	株 券	債 券	受益証券	そ の 他	計
第 2017 76 2018 期 3	委 託 手 数 料	9,630	0	192	－	9,823
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	570	－	－	－	570
	募集・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の取扱手数料	－	73	6,704	－	6,777
	そ の 他 の 受 入 手 数 料	34	0	6,670	739	7,444
	計	10,235	74	13,567	739	24,616

(4)財務の状況

資産、負債及び純資産の状況

流動資産

前連結会計年度末に比べて50億49百万円（10.6%）増加し、525億82百万円となりました。これは、信用取引資産が101億42百万円及び募集等払込金が27億94百万円増加し、現金・預金が44億54百万円及び預託金が41億49百万円減少したこと等によるものです。

固定資産

前連結会計年度末に比べて84百万円（1.4%）減少し、60億89百万円となりました。これは、投資有価証券が1億38百万円及びソフトウェアが1億29百万円増加し、土地が2億19百万円及び建物が1億29百万円減少したこと等によるものです。

以上の結果、資産合計は前連結会計年度末に比べて49億65百万円（9.2%）増加し、586億71百万円となりました。

流動負債

前連結会計年度末に比べて13億80百万円（6.9%）増加し、214億62百万円となりました。これは、信用取引負債が25億41百万円、未払法人税等が17億87百万円及び受入保証金が6億57百万円増加し、預り金が45億93百万円減少したこと等によるものです。

固定負債

前連結会計年度末に比べて11百万円（3.2%）増加し、3億55百万円となりました。これは、繰延税金負債が45百万円及びリース債務が3百万円増加し、長期借入金が39百万円減少したこと等によるものです。

特別法上の準備金

特別法上の準備金は、金融商品取引責任準備金が30百万円増加し、2億11百万円となりました。

純資産

前連結会計年度末に比べて35億42百万円（10.7%）増加し、366億41百万円となりました。これは、親会社株主に帰属する当期純利益49億94百万円及びその他有価証券評価差額金が1億88百万円増加し、配当金の支払い17億6百万円により減少したこと等によるものです。

この結果、自己資本比率は61.9%となりました。また、当社の自己資本規制比率は、600.4%となりました。

(5)重要な資金調達の状況

該当事項はありません。

(6)重要な設備投資の状況

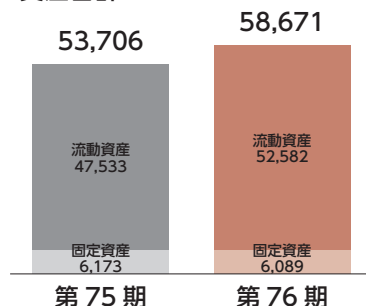
当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は4億72百万円であり、主なものは次のとおりであります。

- ・ファンドラップ総合管理システム
- ・リアルタイム口座振替サービス導入
- ・新ポータルシステム構築

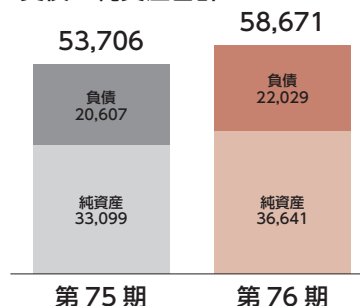
(7)重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

●資産合計（単位：百万円）



●負債・純資産合計（単位：百万円）



(8)財産及び損益の状況の推移

	第73期 (2014.4.1～ 2015.3.31)	第74期 (2015.4.1～ 2016.3.31)	第75期 (2016.4.1～ 2017.3.31)	第76期 (当連結会計年度) (2017.4.1～ 2018.3.31)
営 業 収 益 (う ち 受 入 手 数 料)	百万円 20,413 (18,555)	百万円 21,846 (19,682)	百万円 20,714 (18,857)	百万円 26,502 (24,616)
純 営 業 収 益	19,073	20,346	19,338	25,069
経 常 利 益	3,711	3,813	3,077	7,229
親会社株主に帰属する当期純利益	3,389	2,580	2,183	4,994
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	77円52銭	58円88銭	50円89銭	117円00銭
総 資 産	48,242	46,593	53,706	58,671
純 資 産	33,690	33,560	33,099	36,641

(注) 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(9)対処すべき課題

低金利環境の長期化を背景として「貯蓄から投資へ」そして「貯蓄から資産形成へ」の流れが本格化していくなかで、我が国における証券会社は、お客様の立場に沿ったビジネスを展開することがより強く求められております。かねてより、「コンプライアンスは競争力の源泉」という理念に基づきお客様との信頼関係を優先してサービスを提供することを長年続けて参りました当社としましては、お客様本位の業務運営をより一層推進し、更なる進化に取り組んで参ります。

当社は、お客様の資産の中長期運用における「投信ベース資産」として、いちよしファンドラップ「ドリーム・コレクション（愛称：ドリコレ）」を引き続きご提案するとともに、「投信アクティブ資産」として「いちよし中小型成長株ファンド（愛称：あすなろ）」をご提案し、一人一人のお客様の資金性格に応じた分散投資によるポートフォリオの構築によりお客様満足度の向上に取り組んで参りました。株式においても中長期投資による「株式ベース資産」と当社グループの強みである中小型成長企業を投資対象とした「株式アクティブ資産」への分散投資のご提案を実行して参りました。

この取り組みをより強力に進めるとともに、運用ニーズが高い資産を保有しているマーケット（地域の優良法人など）へのアプローチを強化することで預り資産を拡大して参ります。

また、当社はかねてより従業員の労働条件や職場環境、人事制度、人材育成を経営の重要課題としており、「働きやすい・やりがいのある職場」作りを成長のための「8つの基本戦略」のひとつと位置づけ、具体的な取り組みを進めております。

今後とも、当社の3つの強み①いちよし経済研究所のリサーチ力、②コーポレート・ガバナンス力、③コンプライアンス力（お客様満足度）を活かし、「8つの基本戦略」を柱に、「中期経営計画」を達成すべく、預り資産の拡大を核とした成長の実現に努めて参ります。

預り資産を増やすためには営業拠点の展開も重要であり、昨年5月の広島支店開設に続き、昨年11月には新たに西宮支店を開設いたしました。また、本年5月14日には、東京支店を移転し、名称を銀座支店として新店舗にて営業を開始いたしました。今後も、将来における資金フローを踏まえた店舗網の更なる充実を図って参ります。

また、当社のグループ力を活かしたいちよしアセットマネジメントの中小型株を運用する投資信託は、パフォーマンスも良好で地域金融機関による販売網もより拡大してきており、引き続き、より幅広いお客様へ提案できるよう地域金融機関との連携を進めて参ります。さらに、いちよしビジネスサービスにおいては、金融商品仲介業務を再稼働し、職域マーケットのお客様のセカンドライフのコンサルティングに特化した新たな取組みとして、昨年4月に東京都板橋区にて「桜生活・年金サポート成増オフィス」の営業を開始しております。

また、当社の法人部門においてはIPO（新規公開）やPO（公募・売出）において主幹事会社を務める会社数の更なる増加に努め、管理・企画部門ではお客様からの信頼を向上するため、リテール部門・法人部門を強力にバックアップする体制の構築と効率化を進めて参ります。

今後とも、グループ会社各社とのシナジー効果の強化を図るなど、役職員一丸となって鋭意努力して参ります。

(10)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	議決権比率	事 業 内 容
株式会社いちよし経済研究所	東京都中央区	20百万円	100.0% (12.5%)	情 報 サ ー ビ ス 業 投 資 助 言 ・ 代 理 業
いちよしアセットマネジメント株式会社	東京都中央区	490百万円	97.0% (2.0%)	投 資 運 用 業 (投資信託委託業含む) 投 資 助 言 ・ 代 理 業
いちよしビジネスサービス株式会社	東京都中央区	240百万円	100.0%	不動産賃貸・仲介・管理業、事務 用品等販売業及び金融商品仲介業

(注)1.議決権比率欄の()内は、間接所有割合であります。

2.特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(11)主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

①株式業務

株式業務は、株式について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務から成り立っており、その主な内容は、次のとおりであります。

(i) 委託売買業務

証券取引所において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

(ii) 自己売買業務

当社が自己の計算において売買を行う業務

(iii) 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務

株式の募集又は売出しにつき、売れ残りを引き取る条件で顧客に販売する業務

(iv) 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務

株式の募集又は売出しにつき、顧客に販売する業務

②債券業務

債券業務は、国、地方公共団体、企業等の発行する債券について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務、私募の取扱業務等から成り立っております。

③投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務並びに売買業務等から成り立っております。

④証券先物取引業務

証券先物取引業務は、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引の委託取引業務並びに自己取引業務等から成り立っております。

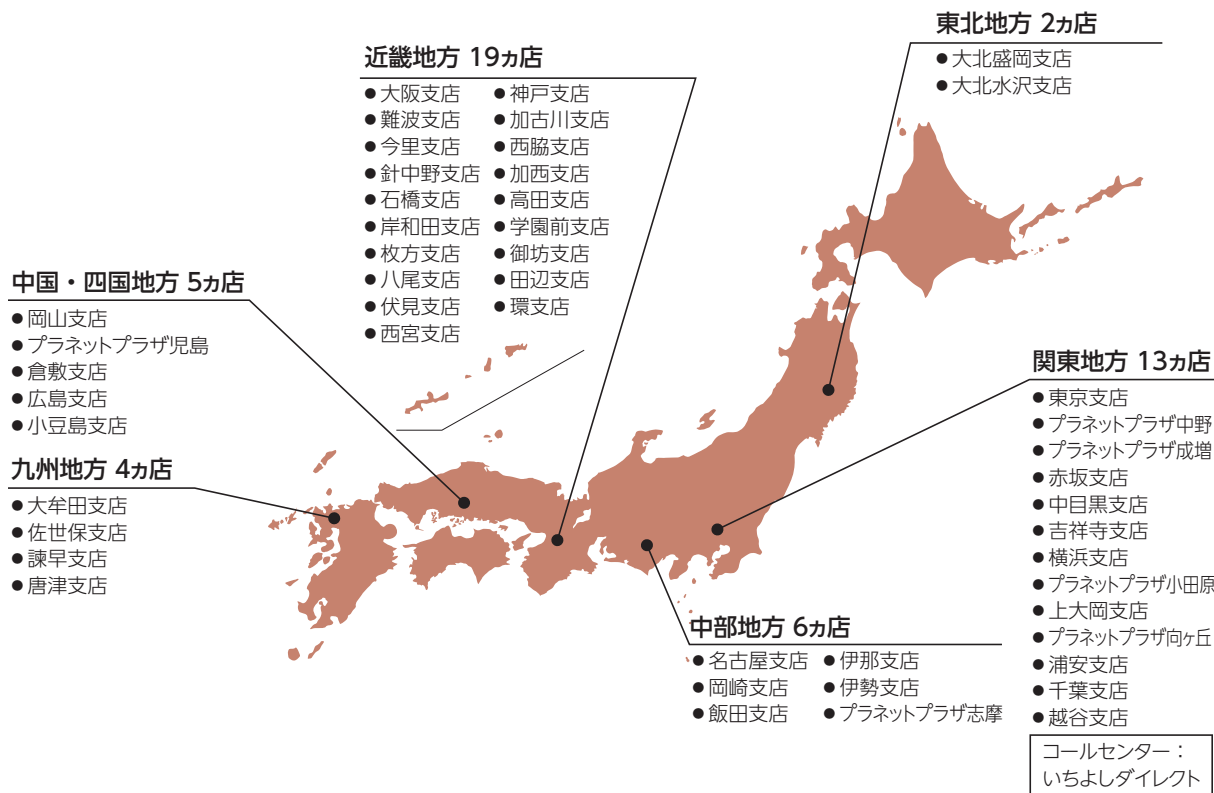
⑤その他の業務

その他の業務は、有価証券貸借取引業務、投資銀行業務、保険業務、顧客紹介業務、金融商品仲介業務、情報サービス業務、投資運用業、投資助言・代理業、不動産賃貸・仲介・管理業務、事務用品等販売業務等から成り立っております。

(12)主要な営業所の状況 (2018年3月31日現在)

①当 社

本 店 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号
支店・営業所 49カ店



②子会社

・株式会社いちよし経済研究所	東京都中央区
・いちよしアセットマネジメント株式会社	東京都中央区
・いちよしビジネスサービス株式会社	東京都中央区
同 大阪支店	大阪市中央区
同 桜生活・年金サポート成増オフィス	東京都板橋区

(13)従業員の状況 (2018年3月31日現在)

①当社及び当社子会社の従業員

区 分			従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
職 員	男 性		名	名
			748	37 増加
	女 性		301	5 増加
	合 計		1,049	42 増加
歩 合 外 務 員			2	増減なし

(注)1.上記のほか、エグゼクティブ・アドバイザー（2名）、参与（3名）、嘱託（2名）が在籍しております。
2.上記の従業員数には、執行役員を含めております。

②当社の従業員

区 分		従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
職 員		名	名	歳 月	年 月
	男 性	687	30 増加	45 3	14 6
	女 性	280	3 増加	40 0	10 3
	合計又は平均	967	33 増加	43 9	13 3
歩 合 外 務 員		2	増減なし	72 0	27 3

(注)1.上記のほか、エグゼクティブ・アドバイザー（2名）、参与（3名）、嘱託（2名）が在籍しております。
2.上記の従業員数には、執行役員を含めております。

(14)主要な借入先及び借入額 (2018年3月31日現在)

借 入 先	借入金の種類	借入金残高 百万円
株 式 会 社 関 西 ア ー バ ン 銀 行	長 期 借 入 金	196
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	長 期 借 入 金	27
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	短 期 借 入 金	120
株 式 会 社 り そ な 銀 行	短 期 借 入 金	20
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	短 期 借 入 金	20
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	短 期 借 入 金	20
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	短 期 借 入 金	30
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	信 用 取 引 借 入 金	7,045

(注)株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日に株式会社三菱UFJ銀行に商号変更されております。

2. 当社の株式に関する事項

(2018年3月31日現在)

(1)発行可能株式総数

168,159,000株

(2)発行済株式の総数

44,431,386株(うち自己株式1,699,220株)

(3)当事業年度末の株主数

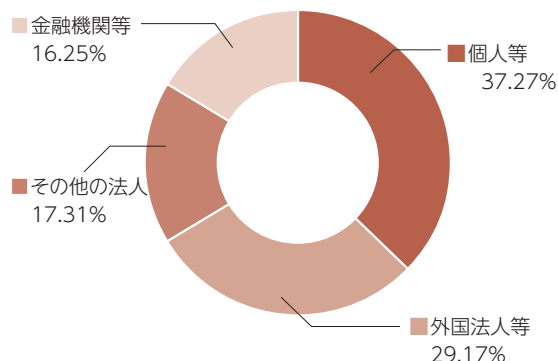
12,768名

(4)大株主上位10名

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
野村土地建物株式会社	5,298	12.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,523	3.56
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,434	3.35
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	1,382	3.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,273	2.98
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,142	2.67
株式会社野村総合研究所	879	2.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	790	1.85
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/ TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT	725	1.69
GOVERNMENT OF NORWAY	673	1.57

(注)持株比率は自己株式(1,699,220株)を控除して算出しております。

所有者別分布状況(持株比率)



(5)その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

(2018年3月31日現在)

(1)当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

①第8回新株予約権

名 称	第8回新株予約権
発行決議の日	2013年11月22日
新株予約権の払込金額	払込を要しない。
新株予約権の行使価額	1個につき157,600円
新株予約権の行使条件	① 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ② 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
新株予約権の行使期間	2015年12月11日から2018年12月10日まで

②第10回新株予約権

名 称	第10回新株予約権
発行決議の日	2015年5月12日
新株予約権の払込金額	払込を要しない。
新株予約権の行使価額	1個につき138,400円
新株予約権の行使条件	① 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ② 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
新株予約権の行使期間	2017年5月29日から2020年5月28日まで

③第11回新株予約権

名 称	第11回新株予約権
発行決議の日	2016年5月17日
新株予約権の払込金額	払込を要しない。
新株予約権の行使価額	1個につき92,900円
新株予約権の行使条件	① 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、エグゼクティブ・アドバイザー若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ② 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
新株予約権の行使期間	2018年6月2日から2021年6月1日まで

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名 称	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く） 及び執行役	第8回新株予約権	200個	普通株式 20,000株	2名
	第10回新株予約権	100個	普通株式 10,000株	1名
	第11回新株予約権	410個	普通株式 41,000株	5名

(2)当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 当社役員に関する事項

(1)取締役及び執行役の氏名等

2018年3月31日現在

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役(兼)執行役会長	武 樋 政 司	取締役会議長、指名委員（委員長）、報酬委員（委員長）
取締役(兼)代表執行役社長	小 林 稔	
取締役(兼)執行役常務	立 石 司 郎	管理・企画部門管掌 いちよしアセットマネジメント株式会社 取締役 株式会社いちよし経済研究所 取締役
社 外 取 締 役	五木田 彬	指名委員、報酬委員、監査委員 五木田・三浦法律事務所（弁護士） 三和ホールディングス株式会社 社外取締役
社 外 取 締 役	掛 谷 建 郎	指名委員、報酬委員 株式会社掛谷工務店 代表取締役社長 北おおさか信用金庫 非常勤理事
社 外 取 締 役	石 川 尚 志	監査委員（委員長、常勤） いちよしビジネスサービス株式会社 監査役 いちよしアセットマネジメント株式会社 監査役 株式会社いちよし経済研究所 監査役 エス・アールホールディングス株式会社 代表取締役社長
社 外 取 締 役	櫻 井 光 太	監査委員 櫻井光太公認会計士・税理士事務所（公認会計士・税理士）
執 行 役	小 山 徹	リテール部門管掌（兼）お客様信頼向上推進担当（兼）エチケットマネー向上推進担当 株式会社いちよし経済研究所 取締役
執 行 役	坂 夙 一 郎	法人部門管掌

- (注)1.取締役 五木田彬、掛谷建郎、石川尚志、櫻井光太の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2.取締役 五木田彬、掛谷建郎、石川尚志、櫻井光太の4氏は、(株)東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3.取締役 櫻井光太氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4.当社では、執行役等へのヒアリングや内部監査部門等からの報告受領、子会社の調査等による情報の把握及び各種会議への出席を継続的・実効的に行うため、常勤の監査委員を置いております。

5.2018年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

地 位				氏 名	担 当
首 席 執 行 役 員	上 席 執 行 役 員	上 席 執 行 役 員	上 席 執 行 役 員	上 席 執 行 役 員	上 席 執 行 役 員
水ノ上 利 幸	矢 野 正 樹	仁 尾 美紀男	龍 元 裕 志	玉 田 弘 文	持 田 清 孝
杉 浦 雅 夫	佐 藤 一 昭	高 橋 正 好	忒 村 光 芳	浅 田 健 一	山 崎 昇 一
坪 井 二 郎	武 田 正 美				
					投資ストラテジー担当（兼）ラップ・投資分析担当
					法人営業本部長
					金融・公共法人本部長（兼）金融・公共法人営業部長
					首都圏・東北・九州アドバイザー本部長
					近畿・中四国アドバイザー本部長（兼）大阪支店長
					管理本部長
					業務・システム本部長（兼）システム部長
					人事研修担当（兼）人事研修部長
					投資銀行本部長
					投資銀行本部付
					名古屋支店長
					財務・企画、法務、広報、秘書、引受審査担当
					中部・近畿アドバイザー本部長
					機関投資家本部長（兼）トレーディング部長

6.2018年4月1日付で、次の異動がありました。

氏 名	異動後の地位	異動後の担当及び重要な兼職の状況
武 樋 政 司	取 締 役 会 長	取締役会議長、指名委員（委員長）、報酬委員（委員長）
立 石 司 郎	取締役（兼）執行役常務	リテール部門管掌（兼）お客様信頼向上推進担当（兼）エチケットマネー向上推進担当 株式会社いちよし経済研究所 取締役
小 山 徹	執 行 役 員	法人部門管掌
坂 夙 一 郎	執 行 役 員	管理・企画部門管掌
龍 元 裕 志	上 席 執 行 役 員	アドバイザーサポート本部担当
玉 田 弘 文	上 席 執 行 役 員	アドバイザー本部担当
高 橋 正 好	上 席 執 行 役 員	投資銀行本部長
持 田 清 孝	執 行 役 員	業務・システム本部長
杉 浦 雅 夫	執 行 役 員	首都圏・東北アドバイザー本部長
浅 田 健 一	執 行 役 員	中部・近畿アドバイザー本部長
坪 井 二 郎	執 行 役 員	近畿・中四国アドバイザー本部長（兼）大阪支店長
力 武 善 久	執 行 役 員	アドバイザーサポート本部長（兼）いちよしダイレクト部長
嶋 田 広 樹	執 行 役 員	管理本部長

(2)取締役及び執行役の報酬等の額

区 分	取締役の年間報酬		執行役の年間報酬		合 計	
	名	百万円	名	百万円	名	百万円
社 内	3	205	2	68	5	274
社 外	4	89	—	—	4	89
合 計	7	295	2	68	9	363

(3)当事業年度に係る各会社役員の報酬等の額 又はその算定方法に係る決定に関する方針

当社の報酬委員会による取締役及び執行役の個人別報酬内容の決定に関する方針は、以下のとおりであります。

①基本方針

取締役及び執行役の経営意欲を向上させ、経営能力を最大限に発揮することにより会社業績に貢献することを基本方針とする。

②報酬の内容

当社の取締役及び執行役が受ける報酬は、「月例基本報酬」、「業績連動報酬」、「株式関連報酬」及びその他「金銭以外の報酬」（単身赴任住宅補助等）とする。

③各報酬の決定に関する方針

報酬委員会において以下の報酬を決定する。

(i) 月例基本報酬

月例基本報酬は、経済情勢、当社の状況、従業員の給与水準、各取締役・執行役の職務の内容等により各々の基本水準を設定し、各役員と面談し経営戦略の実行度、経営貢献度、業務成績等を評価して、各人の報酬額を決定する。

(ii) 業績連動報酬

業績連動報酬は、経常利益、当期純利益をベースに支給総額を決め、各役員と面談し業績貢献度、職務執行状況を評価して担当職務別及び役位別に各人の報酬額を決定する。

(iii) 株式関連報酬

株式関連報酬は支給に伴う効果等を総合的に考慮の上、個人別に決定する。

(iv) 金銭以外の報酬

単身赴任住宅補助等の金銭以外の報酬については、業務上及び社会通念上必要と判断される場合に支給するものとする。

(4)社外役員に関する事項

①他の法人等の社外役員との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

(i) 社外取締役 五木田 彬

五木田・三浦法律事務所の弁護士及び三和ホールディングス株式会社の社外取締役であります。

当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

(ii) 社外取締役 掛谷建郎

株式会社掛谷工務店の代表取締役社長及び北おおさか信用金庫の非常勤理事であります。

当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

(iii) 社外取締役 石川尚志

エス・アールホールディングス株式会社の代表取締役社長であります。

当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

(iv) 社外取締役 櫻井光太

櫻井光太公認会計士・税理士事務所の公認会計士・税理士であります。

当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

②社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会等での出席状況及び発言状況
取 締 役 (指名委員・ 報酬委員・ 監査委員)	五木田 彬	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、20回（100％）、指名委員会3回（100％）、報酬委員会7回（100％）、監査委員会は18回（100％）でありました。主に、元検事及び弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。
取 締 役 (指名委員・ 報酬委員)	掛 谷 建 郎	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、20回（100％）、指名委員会3回（100％）、報酬委員会は7回（100％）でありました。主に、元日本経済新聞社記者及び現企業経営者としての見地からの発言を行っております。
取 締 役 (監査委員)	石 川 尚 志	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、20回（100％）、監査委員会は18回（100％）でありました。主に、元証券会社社長としての見地からの発言を行っております。
取 締 役 (監査委員)	櫻 井 光 太	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、20回（100％）、監査委員会は18回（100％）でありました。主に、公認会計士・税理士としての専門的な見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1)名称

新日本有限責任監査法人

(2)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

35百万円

②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額

1百万円

③当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

39百万円

(注)1.当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めて記載しております。

2.当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況、監査報酬の見積もりの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3)非監査業務の内容

顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務であります。

(4)子会社の監査に関する事項

当社の子会社は、当社の会計監査人以外の監査は受けておりません。

(5)解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、監査委員会の委員全員の合意に基づき、監査委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員会の委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査委員会は会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性等を勘案し、再任若しくは不再任の検討を行います。

6. 当社の体制及び方針

(1)株式会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容

当社は、「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」ことを経営理念としており、「今までの日本にない証券会社をつくろう」を合言葉に「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」となることを目指しています。当社の経営基盤は、お客様との“Long Term Good Relation”に基づくサービスの提供にあり、これを強化することによって中長期的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることができるものと考えております。

そのため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

従って、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相応な対応措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

②基本方針実現のための取組み

(i) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

- ・中期経営計画による企業価値向上への取組み

当社は、「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」の構築を目指し、2016年10月から2020年3月末を計画期間とした「中期経営計画」を策定しております。

具体的には、預り資産3兆5,000億円／ROE15%以上／主幹事会社数70社を2020年3月末までの数値目標として掲げております。預り資産の拡大に向けては、まず、家計の約960兆円の現金・預金をターゲットとして、①ドリーム・コレクション（愛称：ドリコレ）を中心としたサービスと投信、②資産株の中長期投資によりベース資産の拡大を図り、次に、この2つのベース資産の上にアクティブ資産を積み上げ拡大していくことで、一人一人のお客様のニーズにお応えしながらお客様資産のポートフォリオを構築することによって、預り資産の拡大に取り組んでおります。

- ・コーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組み

当社は、従来より一貫して経営の意思決定の機動性、透明性、業務執行の迅速性、及び業務執行に対する監督強化を図っており、コーポレート・ガバナンスを経営における最優先課題の一つとしております。

(2)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主還元を経営上の重要課題と捉えております。業績連動型の配当方針を基本とし、配当性向をベースとした配当を行っておりますが、株主の皆様への適切な利益還元を継続して充実させていくことを目的として、純資産配当率（DOE）についても勘案して配当額を決定しています。

具体的には、連結ベースでの配当性向（50％程度）と純資産配当率（DOE 2％程度）を配当基準とし、半期毎に算出された金額について、いずれか高いものを採用して配当金を決定しております。

以上の配当方針に基づき、当期の剰余金の配当方針は、中間配当、期末配当ともに連結配当性向を算出基準として、当期の1株当たりの配当金は中間配当24円、期末配当37円の合計61円とさせていただきます。

当社は、2003年にいち早く現在の指名委員会等設置会社の制度を採用しております。当社取締役会においては、独立性を有する社外取締役4名による執行役の業務執行の監督が行われており、監査委員会においては、独立性を有する監査委員3名による取締役及び執行役の業務執行の監査が行われております。さらに、内部統制に関する一元的な管理体制を構築するため、内部統制委員会による内部統制の整備・充実に努めております。

また、当社は、株主還元につきましても積極的に取り組んでおり、次の「(2)剰余金の配当等の決定に関する方針」に従い、半期毎に配当額を決定しております。

- (ii) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株券等に対して大規模買付行為がなされた場合は、株主の皆様が適切に判断するための必要な情報収集や情報開示に努め、会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を適切に講じてまいります。

③具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②(i)(ii)に記載した当該取組みは、会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注)本事業報告中の記載金額並びに次頁以降の連結計算書類及び計算書類の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

科 目	前連結会計年度(ご参考) 2017年3月31日現在	当連結会計年度 2018年3月31日現在
資 産 の 部		
流動資産	47,533	52,582
現金・預金	18,249	13,795
預託金	9,933	5,783
トレーディング商品	317	189
商品有価証券等	317	189
約定見返勘定	1	—
信用取引資産	13,875	24,018
信用取引貸付金	13,302	23,766
信用取引借証券担保金	573	252
有価証券担保貸付金	—	0
借入有価証券担保金	—	0
立替金	22	36
募集等払込金	3,400	6,194
短期貸付金	10	5
未収収益	1,299	1,902
繰延税金資産	317	547
その他の流動資産	109	113
貸倒引当金	△2	△5
固定資産	6,173	6,089
有形固定資産	3,291	2,901
建物	1,016	887
器具備品	612	566
土地	1,646	1,427
リース資産	16	20
無形固定資産	617	565
のれん	8	—
ソフトウェア	434	564
ソフトウェア仮勘定	172	—
その他	1	1
投資その他の資産	2,263	2,621
投資有価証券	1,249	1,388
長期貸付金	16	17
長期差入保証金	914	1,021
退職給付に係る資産	66	161
繰延税金資産	2	13
その他	24	29
貸倒引当金	△10	△9
資産合計	53,706	58,671

科 目	前連結会計年度(ご参考) 2017年3月31日現在	当連結会計年度 2018年3月31日現在
負 債 の 部		
流動負債	20,081	21,462
トレーディング商品	0	0
デリバティブ取引	0	0
約定見返勘定	—	3
信用取引負債	4,925	7,466
信用取引借入金	3,802	7,045
信用取引貸証券受入金	1,123	421
預り金	11,609	7,015
受入保証金	1,245	1,903
有価証券等受入未了勘定	0	0
短期借入金	210	210
リース債務	4	5
未払法人税等	333	2,121
賞与引当金	694	1,077
その他の流動負債	1,057	1,658
固定負債	344	355
長期借入金	263	223
リース債務	11	15
繰延税金負債	34	80
再評価に係る繰延税金負債	7	7
その他の固定負債	27	27
特別法上の準備金	180	211
金融商品取引責任準備金 (金融商品取引法第46条の5)	180	211
負債合計	20,607	22,029
純 資 産 の 部		
株主資本	33,792	37,063
資本金	14,577	14,577
資本剰余金	8,687	8,655
利益剰余金	12,135	15,360
自己株式	△1,608	△1,530
その他の包括利益累計額	△990	△736
その他有価証券評価差額金	35	223
土地再評価差額金	△1,187	△1,125
退職給付に係る調整累計額	162	164
新株予約権	231	256
非支配株主持分	65	58
純資産合計	33,099	36,641
負債・純資産合計	53,706	58,671

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	前連結会計年度(ご参考) (2016年4月1日から2017年3月31日まで)	当連結会計年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)
営業収益	20,714	26,502
受入手数料	18,857	24,616
トレーディング損益	209	123
金融収益	237	310
その他の営業収益	1,409	1,451
金融費用	66	92
その他の営業費用	1,309	1,340
純営業収益	19,338	25,069
販売費・一般管理費	16,344	17,928
取引関係費	1,600	1,853
人件費	9,254	10,296
不動産関係費	1,816	1,953
事務費	2,394	2,391
減価償却費	406	430
租税公課	300	358
貸倒引当金繰入額	—	1
その他	571	642
営業利益	2,994	7,141
営業外収益	108	119
投資有価証券配当金	22	19
投資事業組合運用益	43	54
受取保険金及び配当金	20	25
その他	21	18
営業外費用	24	30
投資事業組合運用損	4	7
雑損失	18	22
その他	1	1
経常利益	3,077	7,229
特別利益	71	91
投資有価証券売却益	27	26
固定資産売却益	38	58
新株予約権戻入益	3	7
金融商品取引責任準備金戻入	1	—
特別損失	94	147
固定資産除却損	5	13
固定資産売却損	63	6
投資有価証券売却損	0	—
投資有価証券評価損	—	0
ゴルフ会員権評価損	13	—
システム解約費用	10	—
貸倒損失	1	—
減損損失	—	96
金融商品取引責任準備金繰入れ	—	30
税金等調整前当期純利益	3,054	7,173
法人税、住民税及び事業税	836	2,363
法人税等調整額	17	△206
当期純利益	2,200	5,016
非支配株主に帰属する当期純利益	17	21
親会社株主に帰属する当期純利益	2,183	4,994

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

個別計算書類等

独立監査人の監査報告書

2018年5月11日

いちよし証券株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真 弓 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 福 村 寛 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、いちよし証券株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよし証券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表(個別)

(単位：百万円)

科 目	前事業年度(ご参考) 2017年3月31日現在	当事業年度 2018年3月31日現在
資 産 の 部		
流動資産	45,604	49,655
現金・預金	16,805	11,712
預託金	9,933	5,783
トレーディング商品	317	189
商品有価証券等	317	189
約定見返勘定	1	—
信用取引資産	13,875	24,018
信用取引貸付金	13,302	23,766
信用取引借証券担保金	573	252
有価証券担保貸付金	—	0
借入有価証券担保金	—	0
立替金	5	16
募集等払込金	3,400	6,194
短期貸付金	10	5
前払金	25	17
前払費用	50	49
未収入金	45	49
未収収益	784	1,087
繰延税金資産	351	535
貸倒引当金	△2	△4
固定資産	6,015	5,834
有形固定資産	2,418	2,086
建物	743	641
器具備品	604	559
土地	1,057	869
リース資産	13	15
無形固定資産	596	548
ソフトウェア	424	547
ソフトウェア仮勘定	171	—
電話加入権	0	0
投資その他の資産	3,000	3,199
投資有価証券	1,239	1,333
関係会社株式	810	837
出資金	2	2
従業員に対する長期貸付金	16	17
長期差入保証金	934	1,006
長期前払費用	4	10
その他	2	1
貸倒引当金	△10	△9
資産合計	51,620	55,490

科 目	前事業年度(ご参考) 2017年3月31日現在	当事業年度 2018年3月31日現在
負 債 の 部		
流動負債	19,599	20,678
トレーディング商品	0	0
デリバティブ取引	0	0
約定見返勘定	—	3
信用取引負債	4,925	7,466
信用取引借入金	3,802	7,045
信用取引貸証券受入金	1,123	421
預り金	11,602	7,000
受入保証金	1,245	1,903
有価証券等受入未了勘定	0	0
短期借入金	210	210
リース債務	2	3
前受収益	—	1
未払金	293	699
未払費用	396	495
未払法人税等	232	1,828
賞与引当金	673	1,042
その他の流動負債	18	22
固定負債	215	148
リース債務	10	11
繰延税金負債	14	29
再評価に係る繰延税金負債	7	7
退職給付引当金	167	75
その他の固定負債	15	24
特別法上の準備金	180	211
金融商品取引責任準備金 (金融商品取引法第46条の5)	180	211
負債合計	19,996	21,038
純 資 産 の 部		
株主資本	32,544	35,099
資本金	14,577	14,577
資本剰余金	8,687	8,653
資本準備金	3,705	3,705
その他資本剰余金	4,982	4,948
利益剰余金	10,887	13,398
その他利益剰余金	10,887	13,398
繰越利益剰余金	10,887	13,398
自己株式	△1,608	△1,530
評価・換算差額等	△1,152	△905
その他有価証券評価差額金	35	220
土地再評価差額金	△1,187	△1,125
新株予約権	231	256
純資産合計	31,623	34,451
負債・純資産合計	51,620	55,490

損益計算書(個別)

(単位：百万円)

科 目	前事業年度(ご参考)	当事業年度
	(2016年4月1日から2017年3月31日まで)	(2017年4月1日から2018年3月31日まで)
営業収益	18,497	23,440
受入手数料	18,050	23,005
トレーディング損益	209	123
金融収益	237	310
金融費用	59	86
純営業収益	18,438	23,354
販売費・一般管理費	15,941	17,311
取引関係費	1,545	1,764
人件費	8,395	9,322
不動産関係費	1,816	1,943
事務費	3,058	3,068
減価償却費	379	384
租税公課	275	326
貸倒引当金繰入額	—	1
その他	471	499
営業利益	2,496	6,042
営業外収益	106	116
投資有価証券配当金	22	19
投資事業組合運用益	43	54
受取保険金及び配当金	20	25
その他	19	16
営業外費用	24	30
投資事業組合運用損	4	7
雑損失	18	22
その他	1	1
経常利益	2,578	6,128
特別利益	65	88
投資有価証券売却益	27	26
固定資産売却益	32	54
新株予約権戻入益	3	7
金融商品取引責任準備金戻入	1	—
特別損失	102	119
固定資産除却損	5	12
固定資産売却損	71	10
投資有価証券評価損	—	0
ゴルフ会員権評価損	13	—
システム解約費用	10	—
貸倒損失	1	—
減損損失	—	65
金融商品取引責任準備金繰入れ	—	30
税引前当期純利益	2,541	6,096
法人税、住民税及び事業税	675	1,995
法人税等調整額	16	△178
当期純利益	1,848	4,280

独立監査人の監査報告書

2018年5月11日

いちよし証券株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真 弓 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 福 村 寛 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、いちよし証券株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第76期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、監査委員会が定めた当期の監査方針、職務の分担等に従い、執行役等及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集と監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月18日

いちよし証券株式会社 監査委員会

監査委員長 石 川 尚 志 ㊤

監査委員 五木田 彬 ㊤

監査委員 櫻 井 光 太 ㊤

(注)監査委員石川尚志、五木田彬及び櫻井光太は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

メモ欄

